

学校運営協議会制度（「コミュニティ・スクール」）について

文化生涯学習課

1. 「学校運営協議会」と「コミュニティ・スクール」の関係

・「学校運営協議会」を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。

2. 「学校運営協議会制度」が目指す姿

◎平成 16 年 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の改正により創設

「各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関を目指す。」 ➡ 学校と地域で協働した学校づくり

3. 「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）の改正経緯

◎平成 27 年 12 月 中央教育審議会 答申

「今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。」

◎平成 29 年 3 月 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（第 47 条の 6）の改正

「教育委員会は、…学校運営協議会を置くことができる。」（改正前）

「教育委員会は、…学校運営協議会を置くように努めなければならない」（改正後）

努力義務

4. 「学校運営協議会」委員の権限

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。（必須）
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

※委員に、学校運営・教職員の任用について関与する権限があるところが、学校評議員との大きな違い

※③については、全国的にその権限を除いている市町村が多い。

5. 「学校運営協議会」委員の人選の例

地域住民、PTA 関係者、元中学校長、学校評議員、ボランティアコーディネーター、有識者など

6. 「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」

・「学校運営協議会」で話し合われた内容を具現化するための「地域学校協働本部」（地域ボランティアの人材バンク）が必要になってくる。

7. 「学校運営協議会制度」導入におけるメリット、デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・学校、家庭、地域が共通したビジョンを持った取組・地域の子どもの教育への当事者意識の高まり・地域住民等による学校支援	<ul style="list-style-type: none">・協議会運営事務による学校の負担増・協議会の話し合いの形骸化・学校への要求の過剰化（<u>校長の人選が重要</u>）

8. 現在の土浦市の考え方

・「学校運営協議会制度」の設置については、小学校新学習指導要領全面実施の平成 32 年度を目指す。

参考資料

◎茨城県内のコミュニティ・スクール導入校（平成 30 年 4 月 1 日現在）

那珂市立白鳥学園瓜連小・中

小美玉市立野田小・小川北中

東海村立村松小

高萩市立秋山小・中

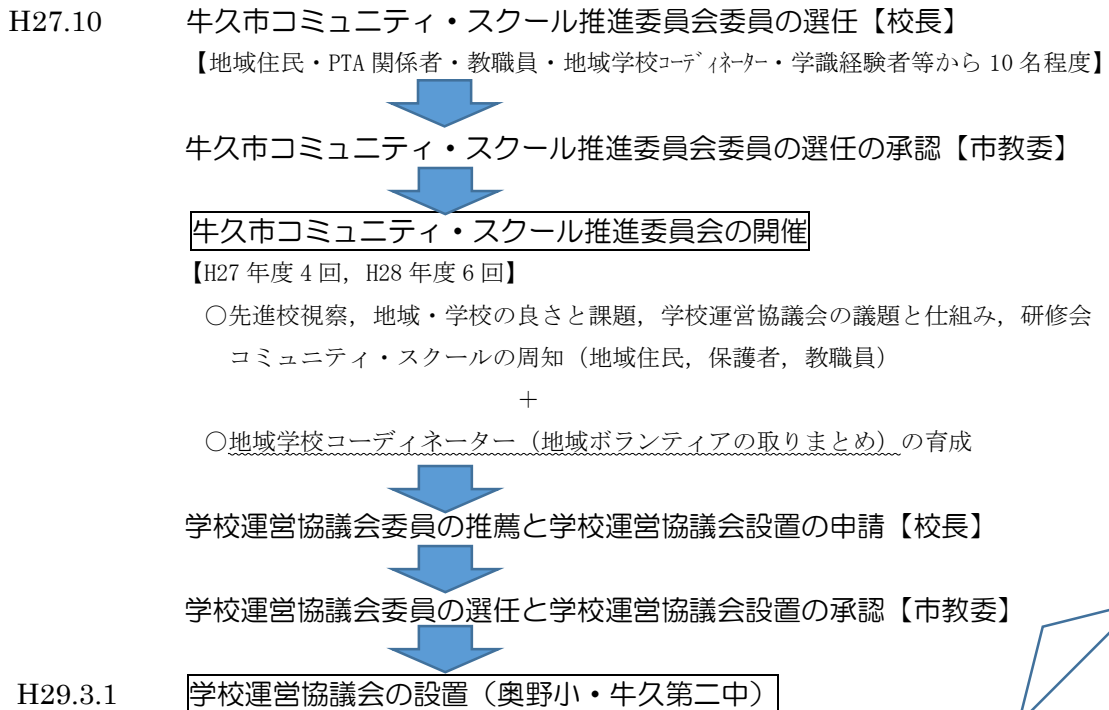
牛久市立奥野小・牛久第二中・牛久第一中・岡田小・神谷小

※牛久市は、平成 30 年度末までに全 13 小・中学校で導入予定

※茨城町など、導入後頓挫した事例もある。

◎学校運営協議会の設置に向けた準備の例

【牛久市立奥野小学校・牛久第二中学校の例】



◎学校運営協議会の組織の例

【小美玉市立野田小学校の例】

■ 野田小コミュニティ・スクールの組織

